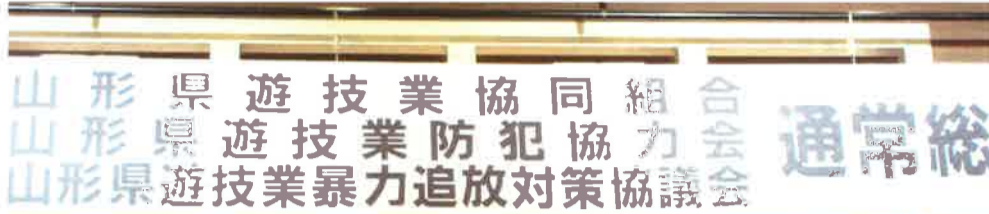


## 令和元年度通常総会

令和元年6月18日  
メトロポリタン山形



### 警察行政講話

講師

山形県警察本部  
生活安全部生活安全企画課  
課長補佐 清藤幸雄氏

講話

ギャンブル等依存症  
対策推進基本計画



多くの人がぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方、ぱちんこ等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状がある。社会全体がギャンブル等依存症に関する関心と理解を深め、その予防を図ることが重要である。

平成28年12月に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律が成立し、附帯決議において、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化することが決議された。

平成30年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立し、ギャンブル等依存症対策に関し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進を義務付けられた。ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていく。

### 第1 広告・宣伝の在り方

#### 1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

業界は、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生の抑止に資するものとなるよう、本年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。現在運用している「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」及び「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応運用マニュアル」における広告・宣伝に係る規定を基に、本年度中に、業界において策定することとしているぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程において、広告・宣伝に関する全国的な指針を規定する。

同指針には、テレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における広告・宣伝について、他の業界における自主基準等も参考として、注意喚起の文言を一般の方が十分に視認できるよう、一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの表現方法の基準等について盛り込むことを検討する。

#### 2 普及啓発の推進

業界は、SNS等も効果的に活用し、年間を通じて、青少年を含め、依存問題に関する普及啓発を推進。

業界において、SNS等も効果的に活用し、ぱちんこへの依存問題の発生の抑止につながる知識の普及啓発を図る。

具体的には、業界において啓発週間を中心に、客に対するリーフレットなどの啓発資料の配布等とともに、シンポ

ジウム・講演会を開催するなど、青少年を含む一般向けの取組を実施することにより、ぱちんこへの依存問題やその対策について広く普及啓発を図る。

### 第2 入店制限

#### 1 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等

業界は

- 本年度以降、自己申告・家族申告プログラムの周知を強化
- 本年度中に、本人の同意のない家族申告による入店制限を導入
- 令和3年度までに、複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施及び顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討

等を推進する。  
本年度中に、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限について導入を開始するとともに、自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入している店舗を業界団体のウェブサイトに掲載し、依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信するなど、両プログラムの普及に向けた取組を検討・実施する。

また、令和3年度までに、両プログラムへの申告に当たり、ウェブサイトから申込書の様式を入手できるようにすることや、複数店舗に申告する際の書類作成などの手続に係る負担の軽減に資する取組を実施するとともに、顔認証システムの活用に係るモデル事業等、申告対象者の把握を容易にする取組についても検討する。

#### 2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

業界は、本年度中に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程において、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化。

本年度中に、18歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について検討し、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に盛り込み公表する。

### 第3 施設内の取組

#### 1 営業所のATM等の撤去等

業界は、本年度以降営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等を推進する。

業界において本年度中に営業所のATM及びデビットカードシステムの撤去等に向けた検討に着手し、その結果に基づき順次、撤去等を推進する。

#### 2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

確認できる遊技機の開発・導入  
 ○ 出玉規制に係る旧基準の遊技機の経過措置が終了する令和3年春までに、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替えることに万全を尽くす。  
 また、業界において、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けた検討を継続する。

#### 第4 相談・治療につなげる取組

##### 1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

業界は、本年度中に、依存問題に取り組む民間団体等に対する支援を開始し、以降、毎年度、実績報告書を作成・公表。

業界において、専門の機関を設置し、毎年度、公募に基づく審査を行い、回復支援施設への補助など、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施するとともに、その実績について報告書を作成・公表する。

本年度においては、ぱちんこ営業者団体である全日本遊技事業協同組合連合会の拠出により設立された全日本社会貢献団体機構において、ぱちんこへの依存問題の予防と解決に取り組む団体・研究機関に助成を行うなどの取組を進めることとしている。

##### 2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介

業界は、本年度から都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を「安心パチンコ・パチスロリーフレット」に記載するなど、その周知を強化。

本年度中に、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を安心パチンコ・パチスロリーフレットに付加し周知を図るなど、ぱちんこへの依存問題を抱える人が適切な医療等を受けることを容易にする環境を整える。

##### 3 リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充のための支援

業界は、令和3年度までに、リカバリーサポート・ネットワークへの相談状況に応じ、リカバリーサポート・ネットワークの相談体制・機能を充実強化。

引き続き、令和3年度までの基本計画の期間内においてリカバリーサポート・ネットワークへの相談状況に応じ、適正な人員配置など、リカバリーサポート・ネットワークの相談体制・機能の充実・強化が図られるよう、業界において支援を実施する。

#### 第5 依存症対策の体制整備

##### 1 「安心パチンコ・パチスロードバイザー」による依存防止対策の強化

業界は、令和3年度までに「安心パチンコ・パチスロードバイザー」活動の手引き(Q&A)の内容を充実させ、同制度の運用を改善。

安心パチンコ・パチスロードバイザーの運用の改善方策について検討・実施する。

##### 2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定

業界は、本年度中に、広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者の営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込む「依存問題対策要綱」(仮称)を制定・公表。

本年度中に、パチンコ・パチスロ産業21世紀会において、現在運用している「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドライン」及び「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応運用マニュアル」を基に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程として「依存問題対策要綱」(仮称)を制定・公表し、ぱちんこへの依存防止対策の一層の推進を図る。

同要綱には、広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者の営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込むこととする。

また、毎年度、同要綱に基づく対策の実施状況について、報告書を作成・公表する。

##### 3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置

業界は、第三者機関である「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を積極的に活用。

毎年度、業界において「パチンコ・パチスロ産業依存防止対策有識者会議」により、業界におけるぱちんこへの依存防止対策に係る適切な評価・提言が行われるよう取り組むとともに、当該評価・提言に基づき、業界におけるぱちんこへの依存防止対策を一層推進する。

##### 4 一般社団法人遊技産業健全化推進機構(以後推進機構という。)による依存防止対策の立入検査

推進機構は、本年度から、営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始。

現在、推進機構により、誓約書提出営業所に対して遊技機等の立入検査を定期的の実施していることから、本年度中に、推進機構により、営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始し、営業所における依存防止に向けた取組の推進を図る。

##### 5 営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善

公安委員会による報告・立入り、推進機構による点検を通じて、各営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進。

風営適正化法に基づく公安委員会による報告・立入りに加え、本年度中に開始することとしている推進機構による点検を通じて、営業所において依存防止対策に係る措置が適切にとられているかの確認を随時行う。

清藤様には、公務ご多忙の中、ご講演いただきありがとうございました。  
 理事長はじめ、組合員一同感謝を申し上げます。

組合員ホールは、現在ギャンブル等依存症対策基本法の成立を受け推進基本計画に基づき

○ 安心パチンコ・パチスロードバイザーを1ホール3名以上の配置

○ リカバリーサポート・ネットワークへの電話相談を誘導の広報ポスター及びリーフレット(自己診断チェック表)の備付

○ 18歳未満の者の立入禁止措置

・ホール出入り口に18歳未満の者の立入禁止のパネル掲示

・賞品交換カウンターに年齢確認シートの表示・備付

(疑義者の確認)

・台間サントに18禁シールの貼付

○ 自己申告・家族申告プログラムの導入

アナログ対応ホールは

申込書の備付

申込者についてスタッフ同士で情報共有

(申込者の顔を覚え、見守り、声かけ)

の徹底

システム導入ホールは、システムをホールスタッフに周知

○ 子どもの車内放置防止対策

・ポスター掲示、アナウンス等

・巡回活動の徹底

・ガラス割り器具の備付

○ 広告宣伝規制の遵守

等に取り組んでいます。

#### 真剣に聴講する組合員



組合員ホールの皆様大変お疲れ様でした。